



経理の窓 10月号

平成23年10月1日号

10月の衣替えが、間に合わないほど、急に気温が下がりました。今日着るものを探して秋服に。断捨離ブームで、処分してしまった方は、お店に急行されているのでしょうか？

今月の税務

法人税 : 8月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第3期分の納付

増税に備えて、経営の改善を

政府は、税と社会保障の一体改革で消費税率を段階的に引き上げて10年代半ばまでに10%にすることを決めています。

9月20日には、2012年度予算の概算要求基準を閣議決定しました。

- * 各省庁に人件費などを除く政策経費を11年度当初予算に比べ10%削減を求めました。
- * 「日本再生重点化措置」として、7千億円規模の特別枠を設けています。

重点化措置の対象分野は、(1)再生可能エネルギー普及など新成長戦略 (2)雇用などの人材育成 (3)地域活性化 (4)安心・安全社会の実現 とされました。

- * 別枠の東日本大震災の復興予算は、どこまで積み上げるのか設定されませんでした。財源は、臨時増税で確保されます。

「復興増税」と「税と社会保障の一体改革」の2つの増税要因があります。

増税の影響を考えたときに、所得税・法人税は、所得金額に税率をかけて税額を計算するので、富裕層や法人税を納めている（利益のでている）法人には影響があります。

「復興増税」や「税と社会保障の一体改革」で、消費税が増税された場合、所得に関係なく一律に徴収されるので、消費者や法人にとって影響が大きくなります。

- ◆事業者で、消費税増税が行われる前にしておきたい対策としては、小売りをする場合、総額表示が義務付けられていますが、本体価格がわかるようにしたり、内税をやめて外税にするなど、増税された場合に価格変更（値上げ）しやすくしておくことも必要でしょう。
- ◆消費税増税は、税込経理を行っている事業者には、コスト増の要因となります。赤字体質で、消費税の納税に苦労している事業者は、黒字化していかないと、事業の継続が、なお一層難しくなります。社会経済が厳しい状況ですが、利益率の確保、費用と借入金金の返済資金が十分に確保できるような売上高、財務体質の健全化など、経営改善が、望まれます。

消費税の事業者免税点制度について

(1) 小規模事業者に係る納税義務の免除

その課税期間の基準期間における課税売上高（輸出売上高を含む。税抜き）が1,000万円以下の事業者については、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、納税義務が免除されます。

「基準期間」とは、次の期間をいいます。

個人事業者……その年の前々年

法人……その事業年度の前々事業年度

- ・ 基準期間が1年でない法人の課税売上高は、課税売上高÷事業年度の月数×12 で計算します。
- ・ 基準期間が免税事業者であった事業者の課税売上高は、売上げに伴って収受する金額が基準期間における課税売上高となります。

（ポイント）

個人事業者の新規開業年とその翌年、資本又は出資の金額が1,000万円未満の法人の設立事業年度とその翌事業年度は、基準期間の課税売上高がないので免税となります。

(2) 前年又は前事業年度における課税売上高による納税義務免除の特例

個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（課税事業者を選択しているものを除く）のうち、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度については、事業者免税点制度を適用しない。

「特定期間」とは、次の期間をいいます。

個人事業者……その年の前年1月1日から6月30日まで

法人……次の事業者の区分に応じ定められた期間

- ・ その事業年度の前事業年度がある法人……当該事業年度開始の日以後6月の期間
- ・ その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人……その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人のその前々事業年度開始の日以後6月の期間（前々事業年度が6月以下の場合には、前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

この特例は、平成25年1月1日以後に開始する個人事業者のその年、法人は、平成25年1月1日以後開始するその事業年度に適用されます。

個人事業者の場合は、平成24年1月1日から同年6月30日までの期間で判定します。

12月決算法人の場合には、平成24年1月1日から同年6月30日までの期間で判定します。

11月は、年末調整についてお知らせします。

有限会社 た べ い
電話 043-422-5836
FAX 043-422-5844
